

田原市遊休園芸施設解消対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、遊休園芸施設の解消を図るため、遊休園芸施設の解消を行う農業者又は農業法人（以下「農業者等」という。）に対し、田原市遊休園芸施設解消対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「遊休園芸施設」とは、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）の農地で、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農林振興局長連名通知。）第3の1の（3）のアの（ウ）のaに規定する農地に存する園芸施設をいう。

(補助対象事業、補助率等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「事業」という。）は、遊休園芸施設を耕作できる状態にするための別表に掲げる事業とする。ただし、国等の補助対象となるものは除く。

2 補助率等は、別表のとおりとする。

3 補助金は、予算の範囲内で交付し、前項の規定により算出した額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、田原市遊休園芸施設解消対策事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により交付申請を受けて適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、田原市遊休園芸施設解消対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更しようとするときは、速やかに田原市遊休園芸施設解消対策事業補助金交付変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、事業が完了したときは、田原市遊休園芸施設解消対策事業完了実績報告書（様式第4号）に係る書類を添えて市長に報告しなければならない。

らない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、田原市遊休園芸施設解消対策事業補助金確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 交付決定者は、前条の補助金確定通知書を受領後、速やかに田原市遊休園芸施設解消対策事業補助金交付請求書（様式第6号）により市長に請求するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第10条 市長は、交付決定者又は補助金の交付を受けた農業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 遊休園芸施設解消対策事業の完了の日から5年を経過するまでの間において、農地が良好に管理されてないと認められたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。ただし、補助金の交付を受けた農業者等が死亡したとき、心身に著しい障害を生じたとき又は災害その他特別な事由により返還が困難と認められる状況にあるときは、この限りでない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定については、この要綱の失効後もなお効力を有する。

別表（第3条関係）

事業	遊休園芸施設解消対策事業
補助対象者	田原市内に住所を有する農業者又は田原市内に本支店所在地を有する農業法人。ただし、申請者及び申請者と同一世帯の者が市税等の滞納者である場合は、交付対象者とししない。
補助対象経費	施設に係る支障物撤去、刈払・伐根、集積・運搬、除礫、耕起・整地、廃棄物処理等に要した費用（工事に係る委託料、機械・器具リース料、燃料代、その他必要と認められる費用）
補助対象事業費上限額	施設面積10a当たり200万円
補助率	1/2以内（認定新規就農者は3/4以内）
補助対象農地	貸借権・使用貸借権の設定・移転後若しくは所有権の移転後、原則1年以内の農地又はこれらの権利移転等が確実な農地。ただし、3親等内の親族間においての貸借権・使用貸借権の設定・移転又は所有権の移転の場合は、交付対象とししない。

様式第 1 号（第 4 条関係）

田原市遊休園芸施設解消対策事業補助金交付申請書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

田原市遊休園芸施設解消対策事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、遊
休園芸施設の解消事業を実施したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1

事業実施園芸施設の所在地

田原市
- 2

事業実施園芸施設面積

a
- 3

解消後の計画作物
- 4

利用権設定期間又は売買等による取得日
- 5

補助金交付申請額

金 円
- 6

実施予定期間

年 月 日から 年 月 日まで
- 7

事業費

円
- [補助対象上限額

$a \times 200 \text{ 万円} / 10a =$

円]
- 8

添付書類
- (1) 現況写真、事業費の根拠となる見積書、積算書等
- (2) その他市長が必要と認めた資料

様式第 2 号（第 5 条関係）

田原市遊休園芸施設解消対策事業補助金交付決定通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

田 原 市 長

年 月 日付けで申請のありました田原市遊休園芸施設解消対策事業について、田原市遊休園芸施設解消対策事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件

様式第 3 号（第 6 条関係）

田原市遊休園芸施設解消対策事業補助金交付変更申請書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け により交付決定の通知を受けた遊休園芸施設解消対策事業の内容を下記のとおり変更したいので、田原市遊休園芸施設解消対策事業補助金交付要綱第 6 条の規定により申請します。

記

1 変更理由

2 変更の内容

変更前	変更後
〈事業費〉円	〈事業費〉円

3 添付書類

- (1) 変更内容を証明する書類
- (2) その他市長が必要と認めた資料

田原市遊休園芸施設解消対策事業完了実績報告書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け により交付決定の通知を受けた遊休園芸施設解消対策事業について、下記のとおり事業が完了したので、田原市遊休園芸施設解消対策事業補助金交付要綱第 7 条の規定により報告します。

記

- | | | |
|---|-----------------------------------|--|
| 1 | 事業実施園芸施設の所在地 | 田原市 |
| 2 | 事業実施園芸施設面積 | a |
| 3 | 解 消 後 の 作 物 | |
| 4 | 利用権設定期間又は売買等による取得日 | |
| 5 | 補助金交付申請額 | 金 円 |
| 6 | 完 了 年 月 日 | 年 月 日 |
| 7 | 事 業 費 | 円 |
| | [補助対象上限額 | $a \times 2,000 \text{ 千円} / 10a =$ 円] |
| 8 | 添 付 書 類 | |
| | (1) 完了写真、事業費の根拠となる契約書、請求書、領収証等の写し | |
| | (2) その他市長が必要と認めた資料 | |

様式第 5 号（第 8 条関係）

田原市遊休園芸施設解消対策事業補助金確定通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

田 原 市 長

年 月 日付け で決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、田原市遊休園芸施設解消対策事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|-----|---|
| 1 | 事業実施園芸施設 | 田原市 | |
| 2 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

様式第 6 号（第 9 条関係）

田原市遊休園芸施設解消対策事業補助金交付請求書

年 月 日

田 原 市 長 殿

住所
氏名

下記のとおり請求します。

記

金 円

（ただし、 年度田原市遊休園芸施設解消対策事業補助金として）

事業実施園芸施設 田原市
支 払 方 法 口座振込

振込先（金融機関・支店）
預金種別 普通・当座 口座番号
口座名（カタカナ）